川南町における介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）の流れ

現在、要支援の認定を受けている方

担当ケアマネジャーと相談

訪問看護
福祉用具貸与
通所リハビリ等を
引き続き利用する方

訪問介護
通所介護
を引き続き
利用する方

要介護（支援）認定（更新）申請

要支援認定

予防給付によるサービスの他、総合事業のサービスも受けられます

非該当

介護や支援が必要となるおそれのある方

介護保険窓口または地域包括支援センターに相談

明らかに要介護認定が必要な方
介護給付・予防給付を希望している方

訪問介護・通所介護を希望している方
専門的な支援までは必要ないが何らかの支援が必要な方

基本チェックリスト

事業対象者

総合事業のサービス
（訪問介護・通所介護）
通所型サービスAが受けられます

お元気な方

非該当

一般介護予防事業

ホームヘルプサービスやショートステイ事業のほか
住民主体の通いの場である「いきいき百体操」など